（一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令の一部改正）

第二十三条　一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「を発電」の下に「し、又は放電」を加え、同項第五号中「とは、」及び「いう。）の」の下に「発電等設備、」を加え、同項第七号中「発電所」の下に「、蓄電所」を加え、「発電設備」を「発電等設備」に改める。

第三条第一項中「修繕費（」の下に「発電等設備、」を加える。

第四条第一項中「一般送配電事業者は、」、「固定資産（」及び「）として」の下に「発電等設備、」を加え、同条第六項中「固定資産（」の下に「発電等設備、」を加え、「発電設備」を「発電等設備」に改める。

第六条第一項中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に、「の発電に」を「の発電又は放電に」に、「発電設備」を「発電等設備」に、「発電する」を「発電し、又は放電する」に改める。

様式第一の第一表の記載注意中「送電設備、」を「発電等設備、送電設備、」に、「発電設備以外の発電設備の発電」を「発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電」に、「発電する」を「発電し、又は放電する」に、「発電設備等」を「発電等設備等」に改める。

様式第二の第一表の記載注意中「送電設備」を「発電等設備、送電設備」に改める。

様式第二の第二表の記載注意中「送電設備」を「発電等設備、送電設備」に、「発電設備」を「発電等設備」に改める。

様式第二の第二表中≪項目別明細表≫(1)第四条第三項から第五項まで関係を次のように改める。

様式第２（第３条から第１１条まで関係）

第２表

≪項目別明細表≫

（１）第４条第３項から第５項まで関係

［設備投資（資工額）］

（単位：千円）

		N-6年度（実績）	N-5年度（実績）	N-4年度（実績）	N-3年度（実績）	N-2年度（実績）	参照期間 5ヶ年計	参照期間 5ヶ年平均	N年度（想定）	N+1年度（想定）	N+2年度（想定）	N+3年度（想定）	N+4年度（想定）	規制期間 5ヶ年計	規制期間 5ヶ年平均	備考
拡充投資	基幹系統・送電設備															
	基幹系統・発電等設備															
	基幹系統・計															
	ローカル系統・送電設備															
	ローカル系統・発電等設備															
	ローカル系統・計															
	配電系統・拡充投資															
	拡充投資・計															
更新投資	基幹系統・送電設備															
	基幹系統・発電等設備															
	基幹系統・計															
	ローカル系統・送電設備															
	ローカル系統・発電等設備															
	ローカル系統・計															
	配電系統・更新投資															
	更新投資・計															
合計																
修繕費振替額（配電）																▲表示で記載